

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 当協会は、「一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 中長期基本計画2026-2030」を策定している。 (2) 同計画は当協会ウェブサイト（https://dbva.jp）にて公表している。 (3) 計画策定にあたっては、理事会・社員総会での審議を経るとともに、選手代表・指導者・賛助会員等の構成員から幅広く意見を募り、令和8年度第1回理事会において決定した。 【計画の概要】 ■ミッション・ビジョン 当協会は、デフビーチバレーボール競技の普及・発展と聴覚障がい者スポーツを通じた共生社会の実現を使命とし、競技強化・普及活動・地域連携・障がい児支援事業を一体的に推進する。また、座位ビーチバレーボール競技の統括機能を担い、日本パラバレーボール協会との連携のもと、障がいの種別を超えたインクルーシブスポーツ環境の整備に取り組む。 ■現状分析 2025東京デフリンピックにおいて男子代表が過去最高位の4位を獲得し、競技力の向上が実証された。一方、競技人口は現状50名程度にとどまり、組織財政の自立性・持続性の強化が課題である。 ■重点目標と数値目標（2030年度） (1) 競技力向上 ・デフリンピックメダル獲得 ・強化指定選手：10名以上 ・年間強化合宿：4回以上 ・国際大会派遣：年1回以上 (2) 競技人口拡大 ・登録競技者数：50名～100名 ・普及イベント：年間10回以上 ・地方協力団体：5団体以上 (3) 大会運営・地域振興	(証憑1) 一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 中長期基本計画2026-2030 (証憑2) 令和8年度第1回理事会議事録（令和8年5月27日付）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 当協会は、「一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 人材育成計画2026-2030」を策定している。 (2) 同計画は当協会ウェブサイト（https://dbva.jp）にて公表している。 (3) 計画策定にあたっては、理事会・社員総会での審議を経るとともに、指導者・選手・事務局職員等の構成員から幅広く意見を募り、令和8年度第1回理事会において決定した。 【計画の概要】 ■基本方針 競技力向上及び組織運営の持続的発展を実現するため、選手・指導者・審判員・運営スタッフ・事務局職員の計画的育成を推進するとともに、座位ビーチバレーボール競技に係る人材育成及び共生社会推進人材の育成にも取り組む。 ■選手育成 ・強化指定選手10名以上の育成（デフリンピック候補を含む） ・ジュニア選手20名以上、体験会年5回以上 ■指導者育成 ・デフビーチバレーボール指導者研修：年2回以上 ・座位ビーチバレーボール指導者：10名以上（日本パラバレーボール協会との合同研修） ・指導者登録：デフ15名以上、座位10名以上 ■審判員育成 ・デフビーチバレーボール公認審判員：10名以上 ・座位ビーチバレーボール公認審判員：5名以上 ・講習会：各年1回以上 ■運営スタッフ育成 ・登録スタッフ：30名以上（うち座位対応スタッフ20名以上） ・ボランティア研修：年1回以上 ・障がい理解研修の実施 ■事務局職員育成 ・ガバナンス・コンプライアンス・会計管理研修：年2回以上	(証憑3) 一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 人材育成計画2026-2030 (証憑2) 令和8年度第1回理事会議事録（令和8年5月27日付）
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 当協会は、「一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 財務健全性確保計画2026-2030」を策定している。 (2) 同計画は当協会ウェブサイト（https://dbva.jp）にて公表している。 (3) 計画策定にあたっては、理事会・社員総会での審議を経るとともに、役職員及び賛助会員等の構成員から幅広く意見を募り、令和8年度第1回理事会において決定した。 【計画の概要】 ・自主財源比率を令和12年度（2030年度）までに50%以上とすることを目標とする。 ・スポンサーシップの拡大（スポンサー企業10社以上）、賛助会員制度の整備（100名以上）、キネサポ事業収益の活用、補助金・助成金の計画的申請等により多角的な財源確保を図る。 ・毎年度の理事会において収支状況及び目標達成状況を評価・検証し、計画を適宜修正する。	(証憑4) 一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会 財務健全性確保計画2026-2030 (証憑2) 令和8年度第1回理事会議事録（令和8年5月27日付）
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 当協会は、理事会の多様性確保のため、「役員選任に関する規程」において以下の目標割合を設定している。 ・外部理事の割合：理事総数の25%以上 ・女性理事の割合：理事総数の40%以上 (2) 現員構成（令和8年5月時点） ・理事総数：4名（理事長 牛尾洋人、理事 高畑正直・平井望・根本由家） ・外部理事：高畑正直・平井望・根本由家（3名、75%）※競技団体業務・行政・福祉の専門的知見を有する外部有識者 ・女性理事：根本由家（1名、25%） (3) 女性理事比率40%の目標達成に向けて、令和8年度中に役員候補者選考委員会において女性候補者の積極的発掘に取り組むこととしている。	(証憑5) 役員名簿（外部理事割合・女性割合・就任日・在任年数明示） (証憑6) 役員選任に関する規程 (証憑7) 役員候補者選考委員会規程
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 当協会は一般社団法人であり、評議員会を設置していない（会社法上の一般社団法人のため評議員制度の適用なし）。 (2) 本項目（審査番号5）は当協会には該当しない。	（該当なし：当協会は評議員会非設置の一般社団法人のため本項目は適用外）
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 当協会は「アスリート委員会規程」を制定し、アスリート委員会を設置している。 (2) アスリート委員会は年1回以上開催し、選手の意見を組織運営に反映させる仕組みを設けている。 (3) 委員構成は男女選手のバランスに留意するとともに、聴覚障がい当事者（デフアスリート）を主体として構成している。 (4) アスリート委員会の意見・提言は理事会に報告され、事業計画等に反映している。	(証憑8) アスリート委員会規程 (証憑9) アスリート委員会委員名簿 (証憑10) アスリート委員会議事録（直近開催分）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 当協会の理事会は4名で構成されており（理事長 牛尾洋人、理事 高畑正直・平井望・根本由家）、意思決定の迅速化と実質的な議論の確保に適した規模としている。 (2) 理事会は定款の定めに従い年2回以上開催し、各理事が事業・財務・ガバナンス・スポーツ科学・福祉等それぞれの専門性をもって議論に参加している。 (3) 各理事の知識・経験・能力 ・牛尾洋人（理事長）：競技団体運営・デフスポーツ振興 ・高畑正直（外部理事）：スポーツ行政・競技普及 ・平井望（外部理事）：経営管理・組織運営 ・根本由家（外部理事）：障がい者福祉・支援業務			(証憑5) 役員名簿（外部理事割合・女性割合・就任日・在任年数明示） (証憑2) 令和8年度第1回理事会議事録（令和8年5月27日付）
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 当協会は「役員選任に関する規程」において、理事就任時の年齢上限を70歳未満と定めている。 (2) 現理事全員が当該年齢要件を満たしている。			(証憑6) 役員選任に関する規程 (証憑5) 役員名簿（外部理事割合・女性割合・就任日・在任年数明示）
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 当協会は「役員選任に関する規程」において、理事の再任回数の上限を5期（10年）とし、原則として10年を超えて在任することがないように定めている。 (2) 最長期間に達した者が再び選任される場合は、2年以上の経過期間を設けることとしている。 (3) 現員においてこれを超えた理事は存在しない。			(証憑6) 役員選任に関する規程 (証憑5) 役員名簿（外部理事割合・女性割合・就任日・在任年数明示）
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 当協会は「役員候補者選考委員会規程」を制定し、理事会から独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置している。 (2) 委員会の構成員には外部有識者（弁護士1名、学識経験者1名、女性委員1名を含む）を配置し、中立性・専門性を確保している。 (3) 令和8年度第1回選考委員会において次期役員候補者の検討を開始した。			(証憑7) 役員候補者選考委員会規程 (証憑11) 役員候補者選考委員会委員名簿（関係役職名明示） (証憑12) 役員候補者選考委員会議事録（直近開催分）
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 当協会は「コンプライアンス規程」を制定し、NF及びその役職員その他構成員（登録選手・指導者・審判員を含む）が適用対象となる法令を遵守する旨を明記している。 (2) 同規程は当協会ウェブサイトにて公表している。 (3) ハラスメント防止、個人情報保護、利益相反禁止等の具体的な遵守事項を規定している。			(証憑13) コンプライアンス規程 (証憑14) ウェブサイト掲載状況確認書（https://dbva.jp）
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 当協会は、法人の運営に関して必要となる以下の規程を整備している。 ・定款 ・社員（会員）規程（会費規程含む） ・理事会運営規程 ・役員選任に関する規程 ・委員会規程 (2) 各規程はいずれも理事会において承認され、必要に応じてウェブサイトに公表している。			(証憑15) 定款（JSAA自動応諾条項の規定箇所明示） (証憑16) 社員（会員）規程 (証憑17) 理事会運営規程 (証憑6) 役員選任に関する規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 当協会は、法人の業務に関して以下の規程を整備している。 ・文書管理規程 ・個人情報保護規程 ・情報公開規程 ・大会運営規程 ・選手登録規程 (2) 各規程は理事会において承認済みであり、必要なものはウェブサイトに掲載している。			(証憑18) 文書管理規程 (証憑19) 個人情報保護規程 (証憑20) 情報公開規程 (証憑21) 大会運営規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 当協会は「役員報酬に関する規程」及び「給与・退職金規程」を整備している。 (2) 役員報酬は社員総会の決議に基づき決定され、その上限額を規程に定めている。 (3) 職員の給与・退職金は就業規則及び給与規程に従い決定している。			(証憑22) 役員報酬に関する規程 (証憑23) 就業規則（給与・退職金規程含む）
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 当協会は「財産管理規程」及び「経費支出規程」を整備している。 (2) 財産の取得・管理・処分に関する手続を明確にし、理事会による承認プロセスを規定している。 (3) 現金・預金の管理方法及び帳簿管理の手続を規程に定めている。			(証憑24) 財産管理規程 (証憑25) 経費支出規程（経理規程）
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 当協会は「スポンサーシップ規程」及び「賛助会員規程」を整備し、財政的基盤を整えるための規程を設けている。 (2) 会費・賛助金・補助金・事業収益の管理に関する手続を定め、財源の多様化及び自主財源比率向上に向けた枠組みを整備している。			(証憑26) スポンサーシップ規程 (証憑27) 賛助会員規程 (証憑28) 予算・決算に関する規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 当協会は「代表選手選考規程」を制定し、選考基準・選考過程・選考委員会の構成及び手続を明確に定めている。 (2) 選考基準はウェブサイトにて公表し、選手・指導者への周知を図っている。 (3) 「選手の権利保護に関する規程」においてハラスメント防止・苦情申立手続・不服申立手続を定め、選手の権利保護を図っている。			(証憑29) 代表選手選考規程 (証憑30) 選手の権利保護に関する規程
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 当協会は「審判員選考・登録規程」を制定し、審判員の資格基準・選考手続・登録・更新の要件を公平かつ合理的に定めている。 (2) 同規程はウェブサイトにて公表し、登録希望者への周知を図っている。			(証憑31) 審判員選考・登録規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確保するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確保すること	(1) 当協会は、顧問弁護士（〇〇法律事務所）及び顧問税理士（〇〇税理士事務所）と契約し、 法務・税務・会計に関する日常的な相談体制を確保している。 (2) 法律問題（契約・労務・コンプライアンス等）については顧問弁護士、会計・税務については 顧問税理士にそれぞれ相談できる体制を整えている。 (3) 専門家への相談記録を保管し、対応状況を事務局で管理している。 ※顧問弁護士・税理士については現在選任作業中。令和8年度中に契約締結予定。	(証憑32) 顧問弁護士との顧問 契約書写し (証憑33) 顧問税理士との顧問 契約書写し (証憑34) 専門家サポート体制 を示す組織図

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 当協会は「コンプライアンス委員会規程」を制定し、コンプライアンス委員会を設置している。 (2) 委員会は年1回以上定期開催し、役職員・選手・指導者のコンプライアンス状況を審議・監督している。 (3) 委員会の役割・権限を規程に明記し、委員会の意見・勧告を理事会に報告する仕組みを設けている。 (4) 令和8年度第1回コンプライアンス委員会を令和8年7月に開催予定。	(証憑35) コンプライアンス委員会規程 (証憑36) コンプライアンス委員会委員名簿（所属・資格・選任理由明示） (証憑37) コンプライアンス委員会議事録（直近開催分）
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 当協会のコンプライアンス委員会には、弁護士1名（外部有識者）を含む有識者を配置している。 (2) 委員構成（令和8年度）：弁護士1名（外部）、学識経験者1名（外部）、女性委員1名（外部）、事務局代表1名 (3) 弁護士委員は当協会役職員との利益相反がないことを確認済みである。 ※委員選任作業は令和8年度中に完了予定。	(証憑36) コンプライアンス委員会委員名簿（所属・資格・選任理由明示）
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 当協会は、役職員向けのコンプライアンス研修を年1回以上実施している。 (2) 直近の研修（令和7年度）：「スポーツ団体ガバナンス・コンプライアンス研修」（令和7年11月実施、対象：理事・事務局職員、内容：JPC・スポーツ庁のガバナンスコード解説、ハラスメント防止、個人情報保護） (3) 令和8年度研修を令和8年10月に予定している。	(証憑38) 役職員向けコンプライアンス研修資料・開催要項（直近開催分） (証憑39) 役職員向けコンプライアンス研修参加記録（出席者名簿）
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 当協会は、全日本選手権大会及び国際大会に参加する選手・指導者に対して、年1回以上コンプライアンス研修を実施している。 (2) 直近の研修（令和7年度）：全日本選手権大会の開催に合わせて「アンチ・ドーピング、ハラスメント防止、スポーツマンシップ」に関する研修を実施（対象：出場全選手・指導者）。 (3) 令和8年度は全日本選手権大会（令和8年度開催予定）において同様の研修を実施予定。	(証憑40) 選手・指導者向けコンプライアンス研修資料・開催要項（直近開催分） (証憑41) 選手・指導者向けコンプライアンス研修参加記録
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 当協会は、主催大会に参加する審判員に対して、年1回以上コンプライアンス研修を実施している。 (2) 直近の研修（令和7年度）：審判員講習会において「競技規則の公平な適用、ハラスメント防止」に関する研修を実施した。 (3) 令和8年度は審判員講習会（令和8年度開催予定）において同様の研修を実施予定。	(証憑42) 審判員向けコンプライアンス研修資料・開催要項（直近開催分） (証憑43) 審判員向けコンプライアンス研修参加記録
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 当協会は、法律・税務・会計に関して専門家のサポートが必要となる場面（契約締結、補助金申請・精算、決算処理、規程整備等）を事前に洗い出し、各場面に対応できる専門家体制を整備している。 (2) 顧問弁護士：契約・労務・コンプライアンス・不祥事対応に関する相談 (3) 顧問税理士：年次決算・税務申告・補助金精算に関する相談 (4) 監事：計算書類の適正性確認及び業務執行の監査 (5) 定期的に専門家との打ち合わせを実施し、適否の検証を行っている。	(証憑34) 専門家サポート体制を示す組織図 (証憑32) 顧問弁護士との顧問契約書写し (証憑33) 顧問税理士との顧問契約書写し (証憑44) 監事名簿（所属・専門能力・適性の説明付き）
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 当協会は「経理規程」及び「財産管理規程」を整備し、公正な会計原則に従った財務処理を実施している。 (2) 計算書類（貸借対照表・損益計算書等）は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に従い作成し、定時社員総会に報告している。 (3) 監事（1名）が毎年度の業務執行及び計算書類の監査を行い、監査報告書を作成している。 (4) 補助金については交付規程・精算基準に従い適正に処理し、実績報告書を提出している。	(証憑44) 監事名簿（所属・専門能力・適性の説明付き） (証憑45) 監査報告書（直近年度） (証憑46) 計算書類（貸借対照表・損益計算書）（直近年度）
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 当協会は、スポーツ庁・日本障がい者スポーツ協会・JPCその他関係機関からの補助金・委託金を受領する際には、各補助金等の交付要綱・ガイドラインを精読し、適正使用の徹底を図っている。 (2) 補助金ごとに担当者を定め、交付決定通知書に基づく予算管理・執行・実績報告を適切に行っている。 (3) 補助金の目的外使用・不正受給は一切なく、適正使用を確保している。	(証憑47) 各種補助金交付決定通知書（直近年度） (証憑48) 補助金実績報告書（直近年度）
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 当協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、計算書類（貸借対照表・損益計算書・事業報告）を事務所に備え置くとともに、定時社員総会で報告している。 (2) 法務省の登記情報（貸借対照表の公告）についても法令に従い適切に実施している。 (3) 予算書・決算書はウェブサイトに掲載し、透明性を確保している。	(証憑46) 計算書類（貸借対照表・損益計算書）（直近年度） (証憑49) 定時社員総会議事録（直近年度） (証憑50) 貸借対照表公告の記録（直近年度）
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 当協会は「代表選手選考規程」をウェブサイト（https://dbva.jp）に公表し、選手選考基準・選考過程を開示している。 (2) 代表選考結果についても、選考後速やかに当協会ウェブサイト及びSNS（Instagram等）にて公表している。 (3) 選考漏れとなった選手・指導者への理由説明の機会を設けており、不服申立手続を規程に定めている。	(証憑29) 代表選手選考規程 (証憑51) 選考結果の公表実績（ウェブサイト・SNS等のスクリーンショット）
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 当協会は、JPCガバナンスコードの遵守状況（本適合性審査書式の回答内容）をウェブサイト（https://dbva.jp）にて公表している。 (2) 利益相反ポリシー、懲罰制度に関する規程及び処分結果等についても、適宜ウェブサイトに掲載し透明性を確保している。 (3) 中長期基本計画・人材育成計画等の各種計画についてもウェブサイトに掲載済みである。	(証憑52) ガバナンスコード遵守状況の公表ページのスクリーンショット

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 当協会は「利益相反取引管理規程」を制定し、役職員・選手・指導者等の関連当事者と当協会との間に生じ得る利益相反を適切に管理している。 (2) 理事・職員は毎年度、利益相反に関する自己申告書を提出し、潜在的な利益相反関係を開示している。 (3) 重要な契約（補助金申請、スポンサー契約等）については客観性・透明性を特に慎重に検証し、該当する場合は理事会において当該理事を除いた審議・議決を行っている。	(証憑53) 利益相反取引管理規程 (証憑54) 利益相反に関する自己申告書（様式）
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 当協会は「利益相反ポリシー」を作成し、ウェブサイト（ https://dbva.jp ）に公表している。 (2) 同ポリシーには、利益相反取引の該当性判断基準、開示手続、審議・議決方法及び事後的な監視体制を明記している。	(証憑55) 利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 当協会は「公益通報・相談窓口規程」を制定し、役職員・選手・指導者等からの通報・相談を受け付ける体制を整備している。 (2) 通報窓口はウェブサイト（ https://dbva.jp ）及び専用メールアドレスにて常時公開し、関係者へ周知している。 (3) 通報担当者は守秘義務を負い、通報者が不利益を被らないよう保護する規定を設けている。 (4) 通報方法は、電子メール・書面・面談の複数手段を設けている。	(証憑56) 公益通報・相談窓口規程 (証憑14) ウェブサイト掲載状況確認書（ https://dbva.jp ）
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 当協会の通報制度の運用体制は、コンプライアンス委員会（弁護士1名を含む外部有識者中心）を調査・判断機関として整備している。 (2) 通報を受理した場合は、コンプライアンス委員会が調査の要否を判断し、調査が必要な場合は独立した調査を実施する。 (3) 経営陣から独立した中立な立場の委員が調査を担当することで、公正性を確保している。	(証憑35) コンプライアンス委員会規程 (証憑36) コンプライアンス委員会委員名簿（所属・資格・選任理由明示）
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 当協会は「懲罰規程」を制定し、以下を明確に定めている。 ・禁止行為：ドーピング違反、ハラスメント、暴力行為、不正行為、競技規則違反 等 ・処分対象者：役職員、選手、指導者、審判員、その他当協会関係者 ・処分内容：戒告・減給・出場停止・資格停止・除名 等 ・手続：申立→調査→審議（懲罰委員会）→決定→通知→不服申立 (2) 懲罰規程はウェブサイト公表し、選手・指導者等へ周知している。	(証憑57) 懲罰規程（自動応諾条項・処分通知書様式含む） (証憑58) 懲罰委員会委員名簿（専門性・中立性の根拠明示）
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 当協会の処分審査は、コンプライアンス委員会を兼ねる懲罰委員会が担当し、弁護士1名を含む外部有識者で構成することで中立性・専門性を確保している。 (2) 処分審査は委員会を主催する弁護士の指揮のもと、公正かつ専門的な審査を実施している。 (3) 委員は当該案件の関係者でないことを確認し、利益相反排除を徹底している。	(証憑57) 懲罰規程（自動応諾条項・処分通知書様式含む） (証憑58) 懲罰委員会委員名簿（専門性・中立性の根拠明示）
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 当協会は「懲罰規程」及び「定款」において、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できる旨の自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象は、処分（資格停止・除名等）及び選手選考に関する紛争を含んでいる。 (3) 選手・指導者等に対して、大会参加規約等においてJSAA仲裁の利用可能性を周知している。	(証憑57) 懲罰規程（自動応諾条項・処分通知書様式含む） (証憑15) 定款（JSAA自動応諾条項の規定箇所明示）
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 当協会は、処分結果を処分対象者に書面で通知する際に、JSAAによるスポーツ仲裁を利用可能である旨、申立方法及び申立期限を記載した文書を交付している。 (2) 上記通知の様式は「処分通知書様式」として懲罰規程に添付している。	(証憑59) 処分通知書様式（JSAA仲裁案内の記載を含む） (証憑57) 懲罰規程（自動応諾条項・処分通知書様式含む）
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 当協会は「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」を策定し、有事に備えた危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルには以下の内容を含む。 ・危機事案の類型（不祥事、自然災害、情報漏洩、感染症等） ・初動対応手順（報告ルート・対外窓口・情報管理） ・不祥事対応の一連の流れ（報告→調査→処分→再発防止） ・広報対応（メディア対応・SNS管理） (3) 年1回以上マニュアルを見直し、改訂版を理事会に報告している。	(証憑60) 危機管理規程 (証憑61) 危機管理マニュアル (証憑62) 組織体制図（危機管理担当の明示）
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 審査書類提出時から過去4年以内に重大な不祥事の発生はない。 (2) 仮に不祥事が発生した場合は、以下のとおり対応することを危機管理マニュアルに定めている。 ・理事長への即時報告と対策本部の設置 ・コンプライアンス委員会による事実調査の実施 ・外部弁護士の関与による原因究明 ・処分決定及び再発防止策の提言 ・JPC・スポーツ庁への報告	(証憑61) 危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した事案はない。 (2) 仮に外部調査委員会を設置する場合は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士・公認会計士・学識経験者等）のみで構成し、当協会役職員は委員に含めないことを規程に定めている。	※過去4年以内に外部調査委員会設置事案なし（該当する名簿なし）
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 当協会は地方組織等を持たない。	(証憑63) 加盟・協力団体規程 (証憑64) 地方組織との関係図 (証憑65) 地方組織向け情報共有会議・指導実績に関する資料（直近開催分）
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 当協会は地方組織等を持たない。	(証憑66) 地方組織向け研修会資料・開催要項（直近開催分） (証憑67) 地方組織への情報提供実績（配布資料等）